

対ロシア輸出水産食品の取扱いに関する Q & A
(輸出事業者・加工業者向け)

平成 21 年 8 月 27 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
水産庁漁政部加工流通課

本 Q&A は、「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(食安発第 0622001 号、21 消安第 2149 号、21 水漁第 159 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官通知)中の「ロシア向け輸出水産食品の取扱要領」(以下「要領」という。)に基づく、対ロシア輸出水産食品の取扱いに関することについて、Q&A として取りまとめたものです。

なお、本 Q&A は、逐次、更新していくこととしております。

1 用語の定義(要領 2.) 関連

問 1 - 1 本要領の対象となる食品は。

(答) 本要領の対象となる食品は、我が国からロシアに輸出される、別添 1 に掲げる食用の水産動物及びそれらの加工品です。

ただし、外国から水産加工品を日本に輸入した後、日本で加工を行わず保管のみを行う場合にあっては、別紙様式 7 の 4 . 1 の「ロシア連邦へ輸出される・・・水産物並びにこれらの加工品は、日本の権限ある機関により輸出用の食品を供給することを許可されており、また同機関による定期的な監督の下にある企業で製造されたものであること。」を証明することができないことから、証明書を発行することができません。

(参考)

- ・日本産の水産物(未加工品)を日本で保管し、ロシアへ輸出する場合
未加工品は最終保管施設の登録が必要であり、施設登録の上、所用の要件を満たせば証明書の発行が可能
- ・日本産の水産物(未加工品)を日本で加工し、ロシアへ輸出する場合
加工品は最終加工施設の登録が必要であり、施設登録の上、所用の要件を満たせば証明書の発行が可能
- ・外国産の水産物(未加工品)を日本で保管し、ロシアへ輸出する場合
未加工品は最終保管施設の登録が必要であり、施設登録の上、所用の要件を満たせば証明書の発行が可能
- ・外国産の水産物(未加工品)を日本で加工し、ロシアへ輸出する場合
加工品は最終加工施設の登録が必要であり、施設登録の上、所用の要件を満たせば証明書の発行が可能
- ・外国産の水産加工品を日本で保管し、ロシアへ輸出する場合

加工品は最終加工施設の登録が必要だが、最終加工施設の登録ができず、証明書の発行は不可

- ・外国産の水産加工品を日本で加工し、ロシアへ輸出する場合

加工品は最終加工施設の登録が必要であり、施設登録の上、所用の要件を満たせば証明書の発行が可能

2 施設登録（要領4.）関連

問2 - 1 施設登録の必要のある施設は。

（答）ロシア向けに輸出する水産食品が、加工品の場合は最終加工施設（ある施設で加工され、さらに別会社で単に保管される場合、当該加工施設を最終加工施設として登録）未加工品の場合は最終保管施設を登録する必要があります。

問2 - 2 施設登録の申請を行うのは誰か。

（答）ロシア向け輸出水産食品を最終加工する者（加工品の場合）もしくは最終保管する者（未加工品の場合）が、申請を行ってください。

問2 - 3 施設登録の申請先や申請様式（別紙様式1）等の入手方法は。

（答）施設登録申請書（別紙様式1）は、次のホームページより入手してください。

水産庁 ホームページ

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/russia/index.html>

厚生労働省 ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/tairo/index.html>

申請先は、証明書発行機関です。具体的な手順は、証明書発行機関である財団法人日本冷凍食品検査協会に問い合わせてください。

（財）日本冷凍食品検査協会 検査部

住所 〒105 - 0012 東京都港区芝大門2 - 4 - 6

電話番号 03 - 3438 - 1414

ホームページ <http://www.jffic.or.jp/>

問2 - 4 施設登録番号には、末尾に「CS」や「AC」の付してあるものと、付していないものがあるが、この違いは何か。

（答）申請者からの施設登録の申請を受け、証明書発行機関が付すもので、RU の番号の末尾に、その登録施設が、加工を行わない保管施設（「食品の冷凍又は冷蔵業」等）の場合にはCS（Cold storage facilities）、養殖施設の場合にはAC（Aquaculture facilities）を付すものです。登録する施設で水産物の加工を行う場合は、加工施設として申請してください。

問2 - 5 営業倉庫や加工施設を複数所有しており、全ての施設を登録したいと考えているが、1枚の申請書に全ての施設を記載し、申請することは可能か。

（答）施設毎に登録を行いますので、施設毎に申請書に記載して提出してください。

問 2 - 6 「対米輸出水産食品の取扱いについて」に基づく認定施設として、(社)大日本水産会の HACCP 認定工場は該当するか。

(答) 登録施設の要件は、要領 4 .(1) のとおり、食品衛生法第 5 2 条に基づく営業許可を有する施設、 条例等による食品製造等の営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設、「対中国輸出水産食品の取扱いについて」に基づく登録施設、「対 E U 輸出水産食品の取扱いについて」に基づく認定又は登録施設、「対米輸出水産食品の取扱いについて」に基づく認定施設、登録時より 2 年前から持続的養殖生産確保法(平成 11 年法律第 51 号)第 2 条第 2 項の特定疾病(以下「特定疾病」という。)が発生していない養殖漁場のいずれかに該当することというものであり、ある施設が(社)大日本水産会の HACCP 認定工場であることのみをもってこれに該当するものではないが、該当施設が上記要件のいずれかに該当するのであれば、施設登録をすることが可能です。

問 2 - 7 施設の登録が完了した後、文章等による通知はあるか。

(答) 文書等による通知は行っていません。施設登録は、証明書発行機関への申請後 2 週間程度で完了し、水産庁のホームページに掲載しますので随時確認してください。

問 2 - 8 登録された施設の名称や住所を変更したときの手続きは必要か。

(答) 必要です。別紙様式 3 『ロシア向け輸出水産食品登録施設登録事項の変更確認申請書』を証明書発行機関に提出してください。

問 2 - 9 施設の登録を廃止する場合の手続きは必要か。

(答) 必要です。別紙様式 4 『ロシア向け輸出水産食品登録施設の廃止確認申請書』を証明書発行機関に提出してください。

問 2 - 10 空港内の保税倉庫の施設登録は可能か。

(答) 保税地域にある保管倉庫等であって、食品衛生法に基づく営業許可や条例等による営業に係る届出を行っている場合には、施設の登録は可能です。ただし、要領 6 .(2) 「証明書の発行要件」の 「内国貨物」でなければ証明書の発行はできません。

問 2 - 11 施設登録を行う際に、魚種の指定は必要か。

(答) ロシア向けの施設登録では、魚種の指定は必要ありません。

問 2 - 12 施設登録の際に、ロシア側の輸入業者名が求められているが、未定の場合、どうすればよいか。

(答) ロシアの国内の輸入事務に必要な情報であり、施設登録の際にロシア側の輸入業者が特定されていない場合は、記載の必要はありません。ロシア側の輸入業者が特定された時点で、変更申請を行ってください。

3 証明書発行申請書(要領別紙様式 5) 関連

問 3 - 1 証明書発行申請書は日本語のみの記載でよいのか。

(答) 証明書発行申請書の 1 . 貿易情報、 2 . 製品の荷姿、記載事項、 3 . 製品の由来は日本語と英語を併記してください。なお、固有名詞(例えば工場名)の場合はローマ

字で記載してください。

問3 - 2 証明書発行申請書は製品名ごとに必要か。

(答) 製品名(証明書発行申請書の2. 製品名)ごとに必要です。

問3 - 3 加工・未加工の定義・例は。

(答) 本要項における加工とは、陸上の施設等において頭尾等の切り落としや内臓の除去、フィレや切り身等にする事、及び、その他の水産食品の製造であり、これらの行程を経た後に食品に接触した包装をすることを含む。

未加工の例：生鮮・冷蔵・冷凍のラウンドの魚介類。

加工の例：簡易な加工：ドレス、セミドレス状態の魚類。バルクからのリパック(小分け包装)。

中位の加工：フィレ、サク、ブロック、ロイン、切り身状に処理をした魚類。剥き身にした貝類、ウニ、甲殻類。つぼ抜きしたイカ。

高度な加工：乾燥・調味・加熱された水産物。

加工・未加工の判断が難しい場合は証明書発行機関まで問い合わせてください。

問3 - 4 証明書発行申請書(別紙様式5)の1. 「経由国」の欄には何を記載すればよいのか。

(答) 経由国とは、わが国から例えば貨物船で輸出された後、他の国、例えば韓国を経由して目的地に到着した場合、経由地は韓国となります。ただし、韓国で一度通関すれば韓国内貨となるため、この場合韓国の発行したロシア向けの衛生証明書が必要となります。また、通関せず保税倉庫に入庫した場合は経由国となります。なお、経由国がない場合はN/Aと記載してください。

問3 - 5 証明書発行申請書(別紙様式5)の1. 「ロシアの通関場所」(別添様式7の1.8)の欄には、通関場所ではなく国境を越える場所を記載すべきではないか。

(答) 当欄には、ロシア連邦における通関場所を記載しますが、保税貨物の状態で国境を越える等により、輸入者が通関場所ではない国境を越える場所をロシア政府に申請している場合には、当該国境を越える場所を記載しても差し支えありません。ロシア側の輸入業者と充分打ち合わせて記入してください。

問3 - 6 証明書発行申請書(別紙様式5)の2. 「製品名」はどのように記載したらよいか。また、「製品名」欄に通常の製品名以外に長さの規格を入れたいが、可能か。

(答) 「製品名」については、「未加工品」及び「簡易な加工品」にあつては、当該食品の英名を記載することとし、それ以外の加工品にあつては、商品名や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載してください。

未加工品で記載できる事項は、魚種名、温度体(Frozen等)形態となっています。判断に迷う場合は、証明書発行機関に問い合わせてください。

長さの規格の記載はできません。

問3 - 7 証明書発行申請書(別紙様式5)の2. 「製造年月日」の表記方法に決まりはあるか。

(答) 「2007.1.21」、「21.1.2007」、「21.Jan.2007」など、一般

的に表記される方法であれば特に決まりはありません。ただし、標章・申請書の年月日の表記方法が一致する必要があります。

問3 - 8 証明書発行申請書（別紙様式5）の2. 「包装形態」には、何を記載すればよいか。

（答）カートン、袋詰等、食品が直接触れる部分の包装形態を記載してください。また、未梱包や包装不良により水産物がむき出しになった品物の輸出は、不可となっています。なお、証明書発行申請書（別紙様式5）の誓約事項（5）にある「容器及び梱包資材は、衛生的であり、その材質は、日本の法令に合致していること。」を遵守してください。

問3 - 9 証明書発行申請書（別紙様式5）の2. 「包装形態」に、1カートンあたりの重量も併せて併記したいが、可能か。

（答）包装形態に重量は記載できません。

問3 - 10 証明書発行申請書（別紙様式5）の2. 「保管及び輸送条件」には、何を記載すればよいか。

（答）冷凍水産物の場合、「- 18 度以下」と記載します。なお、冷凍水産物の場合、筋肉中の温度が - 18 度を超えないように保たれ、保管中に解凍されないことが必要です。活水産物場合は N / A、常温の場合は NOMAL TEMPERATURE、冷蔵の水産物の場合は 5 - 10 や KEEP COOL 等と記載します。

問3 - 11 証明書発行申請書（別紙様式5）の2. 「封印番号」について、航空貨物の場合には何を記載すればよいか。

（答）「封印番号」がない航空貨物の場合は便名を記載してください。

問3 - 12 証明書発行申請書（別紙様式5）の3. 「主原料の原産国、原産都道府県及び海域。主原料が輸入品である場合は、主原料の原産国においてロシアにより承認された供給施設の番号」とあるが、輸入先が複数になる場合の記載はどうすればよいか。

（答）例えば、中国、ベトナム及びタイから輸入した場合、原産国はその国名をすべて記載してください。また、原則としてロシアに承認された供給施設の番号についても記載が必要となりますが、やむを得ずロシアに承認された供給施設の番号が確認できない場合には、申請者がロシア側の輸入業者にロシア側で受け入れ可能かどうかあらかじめ確認し、責任を持って対応していただく必要があります。

問3 - 13 輸出者が外国に拠点を持つ、外国法人の場合は、申請が可能か。

（答）外国に住所を持つ者が証明書発行申請を行う場合、委任状により日本に在住する者を代理人としてたて、代理人から証明書発行申請を行うことが可能です。その場合、証明書発行申請書（別紙様式5）の申請者欄には代理人の住所・氏名を記載し、輸出者の欄には輸出者(外国法人)の住所・氏名を記載して下さい。ただし、輸出する水産食品が上記問1 - 1を満たす必要があります。また、委任状には、下記の記載が必要です。

・「輸出に係る問題が発生した場合、代理人が責任を持って問題解決のための対応を取ること」

- ・ 申請者、輸出者両方の所在地、名称、代表者の氏名及び印鑑
- ・ 担当者と連絡が可能な電話番号

問3 - 14 製造年月日について、製造した日が2日以上にまたがる場合、記載はどのようなよいか。

(答) 例えば、製造開始日から一週間連続し製造した場合は○年○月○日から年○月○日までと期間を記載してください。

問3 - 15 証明書発行申請書(別紙様式5)に申請時に記入できない項目〔コンテナの封印番号、船荷証券(BL)、航空貨物運送状(AWB)等〕はどのようにしたらよいか。

(答) 衛生証明書(別紙様式7)は証明書発行申請書(別紙様式5)に従って記載することとなります。なお、封印番号(コンテナ等の封印番号)及び船荷証券(BL)又は航空貨物運送状(AWB)は、申請時に記入できないため、衛生証明書の発行日までに証明書発行機関あてにFAX又はメール(相互確認のため)で連絡を御願います。

問3 - 16 証明書発行申請書(別紙様式5)の(誓約事項)とは。

(答) 証明書発行申請書(別紙様式5)の後段に輸出業者の(誓約事項)が記載されています。要領6.(4)に記載のとおり、提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその疑いがある場合には、当該輸出者に対する衛生証明書の発行を停止する可能性がありますので、証明書発行申請の際には、誓約事項全てを満たしていることを必ず確認してください。

問3 - 17 荷姿がバンドルの場合、包装形態や数量の記載方法は。

(答) ロシアの税関場所によって記載方法の要求が異なるようですので、輸入者へ記載方法を確認してください。なお、申請書・インボイス・衛生証明書で表記方法が統一されていないと衛生証明書は発行されません。

問3 - 18 要領7.(3)において、「証明書発行機関は6.(1)による申請の審査にあたり、必要に応じ、輸出者・・・に対して6.(1)に掲げる書類以外の資料の提出を求めること等により、ロシア向け輸出水産食品が6.(2)の要件を満たすかどうか調査することとする。」とあるが、6.(1)に掲げる書類以外の資料とは、具体的に何があるか。

(答) 主原料の原産国においてロシアにより承認された供給施設の番号が記されている書類(主原料が輸入品である場合)や関連する加工・保管施設の流通の順序の分かる資料等が考えられます。

4 標章(要領別添4の1.(2)) 関連

問4 - 1 標章とはどのようなものか、誰が作るのか。

(答) 標章とは、輸出者が作成するもので、別添4『ロシア向け輸出水産食品の検査手順』の「標章の貼付」に従って記載してください。また、保存期間には、消費期限又は賞味期限を記載してください。

問4 - 2 標章の貼付は1枚でよいのか。

(答) ロシア側は、中身のすり替えや偽造防止対策として、標章の貼付を義務づけていることから、こうしたことに十分配慮して貼付することが求められます。このため、カートンであれば開口部が上下にあるので2枚添付、袋詰めであれば袋の上部を紐で縛った部分の継ぎ目に添付する等原則として開封を前提としている全ての部分に貼付してください。

問4 - 3 標章はどの言語で表記すればよいのか。

(答) 英語での記載は必ず行ってください。そのうえで、ロシア語や日本語等の記載があっても差し支えありません。

問4 - 4 標章に定められている以外の事項を記載しても良いか。

(答) 差し支えありませんが、記載事項は証明書発行申請を行った輸出者が責任を持って記載してください。

問4 - 5 不定貫の場合、標章の記載方法は。

(答) ケースごとに重量の記載が必要です。手書きでもかまいません。ただし、記載をインボイスやパッキングリストの重量とあわせる必要があります。

5 検査 (要領別添4の1.) 関連

問5 - 1 未加工品の最終保管施設以外での検査は可能か。

(答) 最終保管施設で検査を行うこととなります。

問5 - 2 包装がされていない製品の輸出は可能か。

(答) 輸出できません。製品の包装には、標章が付されており、当該標章を毀損することなく包装を開封することが不可能であるように容器に貼付されることが求められています。また、汚染を防止するため、密封されている必要があります。

なお、容器及び梱包資材は、衛生的であり、その材質は、日本の法令に合致していることも求められています。

6 衛生証明書 (要領別紙様式7) 関連

問6 - 1 要領6.(3)において、証明書発行機関は、要領6.(2)「証明書の発行要件」に適合すると判断した場合には、必要事項の記入、署名、押印の上、原本を「すみやかに」輸出者に発行することとしているが「すみやかに」とはどのくらいの期間か。

(答) 「すみやかに」とは、別添4の1.に掲げる検査の実施により、別添4の1.(2)に掲げる検査の基準を満たしていることが確認された日から1ヶ月以内をいいます。

問6 - 2 同一魚種でサイズが異なるものの場合、まとめて一検査荷口として衛生証明書は1枚でよいか。

(答) 一検査荷口として取り扱い、衛生証明書は1枚となります。

問 6 - 3 同一魚種で包装形態が異なる場合、まとめて一検査荷口として衛生証明書は 1 枚でよいか。

(答)一検査荷口として取扱いできないため、包装形態毎に証明書発行申請が必要となり、包装形態毎に検査し衛生証明書を発行することとなります。

問 6 - 4 同一魚種で加工度の異なる場合、まとめて一検査荷口として衛生証明書は 1 枚でよいか。

(答)未加工品、簡易な加工、中位の加工については、加工度に応じ各々証明書発行申請が必要となり、加工度に応じ検査し衛生証明書を発行することとなりますが、詳細については、証明書発行機関にご相談ください。

高度な加工品については、製品ごとに衛生証明書が必要です。
加工・未加工の定義については、3 - 3 をご参照ください。

問 6 - 5 インボイスが複数に分かれる場合、衛生証明書の枚数は。

(答)インボイスごとに衛生証明書が必要です。

問 6 - 6 一検査荷口に対して複数の衛生証明書を複数枚発行することは可能か。

(答)一検査荷口に対する衛生証明書の発行は、1 通です。複数毎の発行は出来ません。

問 6 - 7 同一の魚種を複数コンテナに分けて輸出する場合、複数のコンテナを一荷口として検査し、コンテナ個数分の衛生証明書の発行が可能か。

(答)同一魚種の複数のコンテナを一検査荷口として検査することは可能ですが、一検査荷口の衛生証明書の発行は 1 通ですので、コンテナ個数分の衛生証明書の発行はできません。

例えば 3 コンテナに個々の衛生証明書が必要な場合は、各コンテナが検査荷口となり 3 回の検査が必要となります。

ロシア側の通関場所によっては、コンテナ毎に衛生証明書の添付を求められる例もあることから、事前にロシア側の輸入業者と十分に打ち合わせをしてください。

問 6 - 8 海藻類について衛生証明書は必要か。

(答)衛生証明書の発行対象は、別添 1『ロシア向け輸出水産食品品目一覧』にある品目となっています。従って、海藻類については、本要領に基づく衛生証明書は不要です。

問 6 - 9 衛生証明書の発給を受けた後で輸出が中止になった場合の処理はどうすればよいか。

(答)証明書発行申請の取消願(別紙様式 6)を証明書発行機関に提出してください。ロシア側は、衛生証明書偽造、流用防止の観点から、厳格な衛生証明書の管理を求めているため、発行した衛生証明書を必ず返却してください。中止された輸出に関する衛生証明書の返却が確認されるまで、証明書発行機関は当該輸出者に対して新たな衛生証明書を発行することができません。

問 6 - 10 証明書発行申請書(別紙様式 5)の 1. 「輸送方法」に航空便名を記載し申請したが、衛生証明書の発行を受けた後に航空会社の都合で便名が変更された。この場合の手続きはどうすればよいか。

(答)衛生証明書の発行にあたっては前もって正確な便名をあらかじめ航空会社と綿密に

打ち合わせすることが必要です。しかしながら、止むを得ない事情と認められる場合は、証明書発行機関から衛生証明書発行変更願の様式を入手し、変更事項を記載し速やかに申請すると共に、先に発行した衛生証明書を返却してください。

問6 - 11 对中国向け水産物について未加工及び簡易な加工の水産物は試験成績書が一定期間有効となる仕組みがあるがロシア向けも同様か。

(答) このような仕組みはありません。従って、輸出の都度、検査を受け衛生証明書を入手する必要があります。

問6 - 12 衛生証明書に複数製品の記載は出来るか。

(答) 1枚の衛生証明書で3製品までの記載が可能です。ただし、輸出者、輸出日、検査を行った日、検査を行った場所等が同一な場合に限りです。なお、証明書発行申請書(別紙様式5)及び検査は製品毎に必要となります。

問6 - 13 「行政単位」には、何を記載すればよいのか。

(答) 都道府県単位での記載となります。例えば、製造場所が境港なら鳥取県となります。

問6 - 14 輸入原材料を利用した水産食品をロシアに輸出する場合には、原産国及び当該国の供給施設の番号の情報がないと証明書の発行はできないのか。

(答) ロシアは、ロシア国内に流通する水産食品の安全性を確保するため、日本で加工した水産食品の輸入原材料についても、ロシア政府の登録を受けた施設で取扱いされていることを条件に輸入を受け入れることとしています。このため、原則として、輸入原材料を利用した水産食品をロシアに輸出する場合には、衛生証明書(別紙様式7)の3.2「主原料の原産地」欄に「原産国及び当該国の供給施設の番号」を記載することが必要となりますが、やむを得ずロシアに承認された供給施設の番号が確認できない場合には、申請者がロシア側の輸入業者にロシア側で受け入れ可能かどうかあらかじめ確認し、責任を持って対応していただく必要があります。

< 参考 1 >

証明書発行機関一覧

認定番号	0 1
機関名	財団法人 日本冷凍食品検査協会
住所	〒105-0012 東京都港区芝大門 2 - 4 - 6
電話番号	0 3 - 3 4 3 8 - 1 4 1 4 (検査部)
ホームページ	http://www.jffic.or.jp/

< 参考 2 >

対ロシア輸出水産食品の衛生証明書発行手続きの流れ

事前相談（必要に応じて）



連絡先：(財)日本冷凍食品検査協会 検査部 (03 - 3438 - 1414)

施設の登録



申請先：(財)日本冷凍食品検査協会 検査部（郵送にて受付）

対 象：ロシアに輸出しようとする水産食品を最終加工する施設
（未加工品にあっては最終保管施設）について登録申請を行う。

- ・送付表
- ・登録申請書（別紙様式 1）
- ・要領 4 .(1) 登録施設の要件に適合することを証する書類
- ・振込証明書コピー

水産庁の HP 掲載をもって登録完了

衛生証明書の発行申請



申請先：(財)日本冷凍食品検査協会 検査所・事業所（別表参照）

- ・証明書発行申請書（別紙様式 5）
- ・インボイスの写し
- ・パッキングリストの写し
- ・船荷証券（BL）又は航空貨物運送状
- ・要領 5 . の試験成績書（要領 5 . の検査を受けた場合のみ）
- ・食品衛生法に基づく食品等輸入届出書
- ・その他必要な書類

申請内容の審査



検査日時場所等の調整



検 査



検査官が輸出水産食品の保管場所に赴き、ロシア向け輸出水産食品の検査手順により、規定数を開梱して官能検査（外観、におい、組織）を行う。同時に標章の確認も実施する。

衛生証明書の発行

別表 (財)日本冷凍食品検査協会 検査所・事業所一覧

検査所・事業所名	住 所	TEL & FAX	
		TEL	FAX
札幌検査所	〒064-0821 北海道札幌市中央区北一条西 21-3-17 ラボビル 2 階	TEL	011-612-1530
		FAX	011-612-1534
仙台検査所	〒983-0014 宮城県仙台市宮城野区高砂 1-24-18	TEL	022-254-8991
		FAX	022-254-8995
東京検査所	〒105-0012 東京都港区芝大門 2-4-6 豊国ビル 4 階	TEL	03-3438-2811
		FAX	03-5425-2730
名古屋検査所	〒456-0068 愛知県名古屋市熱田区神野町 1-15	TEL	052-671-5309
		FAX	052-671-5302
関西事業所	〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町 3-2-6	TEL	078-302-1083
		FAX	078-302-1097
福岡検査所	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南 1-2-15 事務機ビル 8 階	TEL	092-451-7259
		FAX	092-474-3363